

令和6年度(※2024年度) 建築士定期講習のお知らせ

平成20年11月28日に施工された改正建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3年毎に国土交通大臣の登録を受けた*登録講習機関が行う、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習（以下「建築士定期講習」という。）を受講することが義務付けられています。

☆令和6年度より3年間は(一社)長崎県建築士事務所協会が講習を実施いたします。

(一社)長崎県建築士事務所協会 TEL:095-826-7010

令和6年度の受講対象者は令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)に受講された方、および新規で受講される方です。

※令和3年度に建築士試験に合格し建築士事務所に所属されている方は、令和6年度が受講年度となります。

◆講習案内◆

(1) 講習日等

会場コード	講習日	定員	受付期間	講習方法
8C-51	令和6年8月8日(木)	70名	令和6年7月1日(月)~定員次第	DVD
8C-52	令和6年11月20日(水)	70名	令和6年10月1日(火)~定員次第	DVD
8C-53	令和7年2月18日(火)	50名	令和6年12月20日(金)~定員次第	DVD

(2) 講習会場:長崎県建設総合会館 8F(長崎市魚の町3-33)

【受講申込について 1~3の方法】

<申込方法1> インターネットで申込 ※申込完了後にマイページが作成されます。

<申込方法2> (公財)建築技術教育普及センターHPより申込書をダウンロードし、(一社)長崎県建築士事務所協会へ郵送(簡易書留・レターパック)

<http://www.jaeic.or.jp/koshuannai/teikikoshu/kteiki/index.html>

<申込方法3> 紙申込書を希望 → 下記の団体へ連絡し、申込書を郵送・FAX・窓口のいずれかの方法で発行してもらう。

(一社)長崎県建築士事務所協会 (TEL:095-826-7010)

(一社)長崎県建築士会 (TEL:095-828-0753)

(公財)建築技術教育普及センターの定期講習を受講した方で、令和6年度が受講対象の方には、4月初旬に受講案内が(公財)建築技術普及センターより郵送されています。

ご自身の受講履歴がわからない場合には(一社)長崎県建築士会(TEL:095-828-0753)へお問い合わせ下さい。ただし、二級・木造建築士については長崎県登録者に限ります。